

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和8年6月12日

収支等命令者

佐賀県健康福祉部長寿社会課長 山 口 義 徳

1 競争入札に付する事項

- | | |
|--------------|----------------------------|
| (1) 委託業務名 | 佐賀県老人クラブ物価高騰支援金に係る支給事務業務委託 |
| (2) 委託業務の仕様等 | 仕様書による |
| (3) 履行期間 | 契約締結の日から令和8年10月30日まで |
| (4) 履行場所 | 受託者が調達する場所 |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

<単独事業者の場合>

- (1) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

<複数事業者による共同事業者の場合>

(1) 全ての構成員が上記<単独事業者の場合>の(1)から(6)までの条件を満たすこと。

共同事業者と契約を行う場合は、共同事業者の全てを一括して契約の相手方とし、契約に関する責任は共同事業者の構成員全てが負うこととする。

(2) 全ての構成員は、ほかの共同事業者の構成員ではないこと。また、単独で提案を行っていないこと。

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、(1)に掲げる資料を令和8年6月23日(火)17時までに(2)の担当課に持参、又は郵送(同期限までに、書留等配達記録が残る方法により担当課へ必着)してください。

提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

(1) 提出資料

① (様式1) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書

② (様式2) 誓約書

③ (様式3) 営業概要書

④ (様式4) 実績書

※ ④は、8(1)①の入札保証金の免除を希望する場合にのみ提出すること。

(2) 担当課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県健康福祉部長寿社会課 社会参加推進・施設担当

電話 0952-25-7054

電子メールアドレス tyoujyusyakai@pref.saga.lg.jp

4 入札参加資格の確認

3で提出された書類を審査のうえ、入札参加資格の適否を令和8年6月26日(金)までに通知します。

5 入札者の資格喪失

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が、通知の日から入札の日時まで、2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、入札の参加資格を失うものとします。

6 公告に関する質問及び回答

(1) 公告に関する質問

ア 受付期間 令和8年6月24日(水)正午まで

イ 受付方法 質問がある場合は、質問書(様式7)を電子メールで送付してください。

なお質問書を送付した場合、必ず3の担当課に電話連絡をしてください。

(2) 質問に対する回答

佐賀県ホームページに令和8年6月26日(金)までに掲載します。

(3) 質問書送付先

3(2)の担当課のとおりです。

7 入札書の提出場所等

(1) 入札関連様式等の交付方法及び交付期間

- ア 交付方法 佐賀県ホームページに掲載
- イ 交付期間 公告の日から令和8年6月30日(火)まで

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

- ア 日時 令和8年6月30日(火)10時00分～
- イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県庁新館3階 31号会議室
- ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札
代理人が入札を行う場合、委任状(様式6)を提出してください。
入札者又は代理人は、本人確認ができるもの(社員証、運転免許証など)を持参してください。
- エ 入札書は、様式5のとおりです。
- オ アからウで定めた項目を変更する場合、入札者に対し別途連絡します。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

- ア 入札書の提出期限までに、見積金額(税込)の100分の5以上に相当する金額を納付してください。
- イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。
 - (ア) 国債又は地方債額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)
 - (イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額
 - (ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額
 - (エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)
 - (オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権債権証書に記載された金額
 - (カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証その保証する金額
- ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。
 - (ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額(税込)の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者

が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

※ ウ(イ)による免除を希望する者は、3(1)に掲げる①入札参加資格申請書提出時に、④実績書と併せて次の書類を提出すること。

a 同種かつ同規模の契約に該当する契約書及び仕様書の写し

b aの契約を適正に履行完了したことが確認できる書類の写し

エ 入札保証金は、落札者を除く入札者については、入札後に全額返還します。

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記①イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(7) 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

(4) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 入札書に記載する金額と記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭書に「¥」、末尾に「-」を、又は頭書に「金」、末尾に「円」を付記してください。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札金額の記載において(2)の要件を満たさない入札書を提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格を訂正したものを提出した者

キ 1人で2以上の入札をした者

ク 代理人でその資格のない者

ケ 入札保証金を免除されない者で、入札保証金を納入しない者又は保証金の納入額が不足する者

コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができません。

(5) 入札の中止

- 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。
- ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
 - イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(6) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。
- イ 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第一回目の改札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含めて2回を限度）を行います。
- エ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができます。

(7) 業務の詳細は、仕様書を参照してください。

(8) 談合について

- 談合情報があった場合、談合の事実の有無に関わらず、その全てを公表することがあります。
- 談合情報通りの改札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しない場合があります。この場合、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。

(9) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(10) 契約書作成の要否 要

(11) 問合せ先

佐賀県健康福祉部長寿社会課 社会参加推進・施設担当 電話 0952-25-7054